

家電リサイクル法について

※再商品化等料金は、以下「リサイクル料金」といいます。
※特定家庭用機器廃棄物管理票は、以下「管理票」といいます。

※特定家庭用機器再商品化法は、以下「家電リサイクル法」といいます。

家電リサイクル法とは

家電リサイクル法では、消費者及び事業者（以下、「排出者」）が特定の家電製品を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められています。小売業者、メーカー等（製造業者等）にはこれらの廃棄物をそれぞれ収集・運搬し、再商品化（以下、「リサイクル」）するなどの役割が決められています。平成25年4月現在、対象となる家電製品はエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。

リサイクル対象家電4品目

エアコン

テレビ
(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)

冷蔵庫・冷凍庫

洗濯機・衣類乾燥機



排出者
(消費者及び事業者)

- ①不要になった廃棄物を適切に引き渡します。
- ②リサイクル料金と収集・運搬料金の支払いに応じます。



製造業者等

- ①自らが製造等した廃棄物を引き取り、家電リサイクル法に基づき定められた基準にのっとりリサイクルします。
- ②耐久性の向上やリサイクルしやすい製品づくりに努めます。



小売業者

- ①自らが過去に販売した廃棄物を引き取ります。
- ②消費者が買替えの際に同種の廃棄物の引き取りを求めた場合これを引き取ります。
- ③回収した廃棄物を製造業者に引き渡します。

「料金郵便局振込方式」の家電リサイクル券

郵便局にあります、振替払込書がついた家電リサイクル券です。

振替払込書

1枚目

①排出者控片

リサイクルする廃棄物の引渡し及び収集・運搬料金の支払い時に使用します。

3~6枚目

廃棄物を小売業者に引き渡す際に使用します。
消費者の方は袋から取り出さないで下さい。

袋内にはエアコン室内機等貼付用シールがあります。



エアコン室内機等貼付用シール

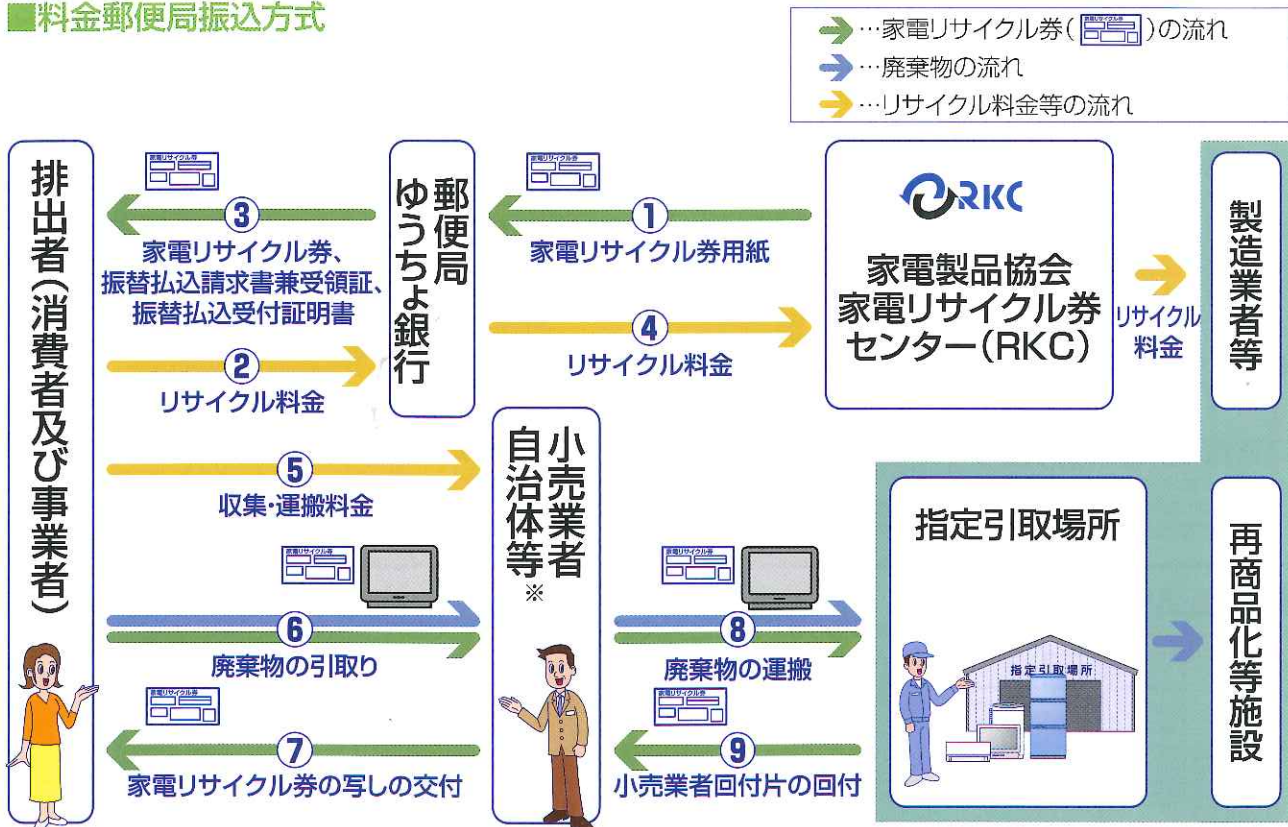
- ②小売業者控兼受領書片
- ③小売業者回付片
- ④指定引取場所控片
- ⑤現品貼付用片

家電リサイクル券システムについて

家電リサイクル券システムの仕組み

家電リサイクル法のもとで消費者、小売業者、製造業者等が行う業務の円滑な遂行を可能とするための環境整備の一環として、一般財団法人家電製品協会は家電リサイクル券システムを企画・立案しました。家電リサイクル券システムは、リサイクル料金の回収・支払いと管理票の運営補助が主たる機能です。一般財団法人家電製品協会は、その内部に家電リサイクル券センター（以下「RKC」）を設置し、このシステムの運用を行っています。

■料金郵便局振込方式



※廃棄物の取扱いは、自治体により異なります。